

職員の福利厚生事業について

地方公務員法第42条に定められる地方公務員の厚生制度(職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項)を効率的・効果的に実施するため、職員互助会が実施する一部事業に対し助成をしています。

①菰野町職員互助会

職員で構成される菰野町職員互助会が実施する研修事業に対し助成をしています。
令和2年度については、新型コロナウイルスまん延防止の為、研修事業が実施されなかったことから公費負担金はありません。

②三重県市町村職員互助会

菰野町職員互助会のほか、三重県市町村職員互助会に加入しています。
三重県市町村職員互助会は、健康増進や元気回復のリフレッシュ活動を支援する福利厚生の事業等を実施しています。
令和2年度の三重県市町村職員互助会に対する公費負担状況は下記のとおりです。

互助会等に対する公費負担額 (単位:千円)	Aのうち互助会等の事務費・人件費に充当している公費負担額 (単位:千円)	会員掛金総額 (単位:千円)	互助会会員数 (単位:人)	会員一人当たりの公費の補助金額 (事務費含まない) (単位:円)	会員一人当たりの公費の補助金額 (事務費含む) (単位:円)	公費負担率 (事務費含まない) (単位:%)	公費負担率 (事務費含む) (単位:%)
A	B	C	D	(A-B) / D	A / D	(A-B) / (A-B+C)	A / (A+C)
5,187	1,444	7,574	348	10,756	14,905	33.1%	40.6%

三重県市町村職員互助会の福利厚生事業の概要(令和3年4月1日時点)

事業名称	事業内容	負担区分	
給付事業	結婚祝金	会員が結婚したとき 50,000円	掛金100%
	銀婚祝金	会員が銀婚(満25年)を迎えたとき 30,000円	掛金100%
	出産祝金	会員及び会員の配偶者が出産したとき 子一人につき30,000円	掛金100%
	入学祝金	会員の扶養家族が小学校及び中学校に入学したとき 10,000円	掛金100%
	卒業祝金	会員の扶養家族が中学校を卒業したとき 10,000円	掛金100%
	弔慰金	会員、会員の配偶者及び家族が死亡したとき 会員 100,000円 会員の配偶者・子 50,000円 実父母 20,000円	掛金100%
	入院見舞金	会員、会員の配偶者及び子が病気、負傷等で入院したとき 入院一日につき 会員 2,000円 配偶者及び子 1,300円	掛金100%
活力づくり補助金	会員がリフレッシュのため宿泊施設等を利用したとき 上限10,000円	掛金100%	
厚生事業	職場研修助成金	所属長等が職員を対象に研修事業を実施したとき 会員一人あたり2,000円	負担金100%
福利事業	自己実現支援補助金	会員が自己啓発のために要する費用への補助 費用の2分の1 上限3,000円	掛金60%・負担金40%
	各種健康診断補助金	健康診断受診に要する費用の一部として 会員一人あたり上限7,000円	掛金40%・負担金60%
	予防接種補助金	インフルエンザの予防接種に要する費用の一部として 会員一人あたり上限3,000円	掛金40%・負担金60%